

自己破産を増加させている銀行カードローンの規制強化を求める意見書

金融庁「貸金業利用者に関する調査・研究」によれば、カードローンを利用する理由は、「生活費不足」38.1%、「冠婚葬祭費」6.5%、「医療費」5.6%、「住宅ローンの支払い」4.1%となっており、生活の厳しさを背景にしていることが多い。そのもとで、銀行カードローンは2012年3兆4千億円だった貸付残高は、4年間で5兆4千億円にも膨れ上がり、自己破産をうみだす要因の一つにもなっている。

そもそも銀行カードローンは、銀行が発行する専用カードを使い、現金自動預払機（ATM）などで現金を借りられる消費者金融の一種で、各銀行が定める利用限度額（500万円から800万円程度）まで無担保で借りられる一方、金利は14%台とサラ金並みに高くなっている。

さらに、サラ金等による多重債務が社会問題となって貸金業法が改正され、年収の3分の1を超す貸付を原則禁止する「総量規制」が2010年から施行されたが、銀行は対象外とされ、いまやサラ金で総量規制の上限額に達した人を銀行に紹介し、借金をさせる仕組みまである。

今、各銀行では、50万円以上の借入利用者に年収証明書の提出を求めたり、消費者金融の貸付額と自行の貸付額の合計を総量規制内に抑えることなどを始めているが、企業向け貸し出し金利や住宅ローン金利が低くなる中、金利を14%台に設定できる銀行カードローンには銀行の優位性を指摘する声が多い。

そこで、自己破産の増加を食い止めるために、銀行カードローンについても総量規制の対象とするなど法改正も視野に入れた、規制強化策を検討することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年10月2日

衆議院議長様

参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
法務大臣 上川陽子様
経済産業大臣 世耕弘成様

千葉県流山市議会